

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 島根国民年金 事案 267

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
最近、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが判明した。  
A 市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を 6 か月ごとにまとめて納付したことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻に伴う氏名の変更手続、転居に伴う住所の変更手続、婚姻等に伴う国民年金被保険者の種別の変更手続等を毎回適切に行っており、年金の未加入期間がみられないことから、申立人の年金に対する意識は高かったものと判断される。

また、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月までの任意加入期間を含む。）について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 9 月 22 日に払い出されており、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能であり、6 か月ごとにまとめて納付したという主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 島根国民年金 事案 269

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から51年12月まで

昭和50年1月ごろ、A市区町村役場で国民年金の加入手続を行った。保険料は町内会で他の税金と併せて納付していた。保険料額は2か月で2,000円から3,000円程度だったと思う。申立期間が未加入及び未納の記録となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月2日以降に払い出されたものと推測されるが、申立期間のうち、50年2月から51年9月までの期間については、当該記号番号の払出前の期間であるため、月々の国民年金保険料を町内会で納付することはできない。

また、申立人は、昭和50年2月1日に、厚生年金保険の老齢年金を受けするのに必要な資格期間を満たしており、申立期間は国民年金の任意加入期間となっている。そのため、50年2月から51年9月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出日の時点で遡<sup>さかのぼ</sup>って国民年金に加入することはできず、保険料を納付することもできない上、申立人も、遡<sup>さかのぼ</sup>って保険料を納付したような記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、生誕から現在まで同一住所地に居住していることなど

から、申立期間当初の昭和 50 年 2 月ごろに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難い。

加えて、昭和 50 年 2 月から 51 年 9 月までの期間については、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いほか、申立人は当初、厚生年金保険に加入中であつた昭和 49 年 12 月末ごろに国民年金加入手続を行ったと申し立てており、加入時期に係る記憶は必ずしも明確でない。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出後の期間であるため、町内会での保険料納付が可能である上、申立人は 51 年 10 月以降、当該期間を除いて国民年金保険料（付加保険料を含む）をすべて納付しており、任意で国民年金に加入しながら、加入当初の 3 か月のみ納付しないのは不自然である。

また、申立人は、当時の国民年金保険料は「2 か月で 2,000 円から 3,000 円程度だった。」としており、この金額は当時の保険料月額 1,800 円（定額保険料 1,400 円及び付加保険料 400 円）とほぼ一致している。

さらに、元町内会長及び元集金世話人は、「当時、町内会では国民年金保険料の滞納や未納は全く無かった。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年12月まで

平成19年末ごろ、厚生年金保険の年金記録の確認のため、社会保険事務所に出向いたところ、窓口職員から、コンピューター画面を操作しながら、「あなたは、60歳以降に2年間、国民年金に任意加入しておられますね。」との説明を受け、当時の私の記憶と一致し安心したことを覚えている。

しかし、社会保険庁の記録によると、私の60歳以降の国民年金任意加入被保険者期間は平成5年1月から同年12月までの1年間のみとなっており、納付書により国民年金保険料を納付していた申立期間が未加入となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市区町村が独自に構築している国民年金オンラインシステムの記録によると、申立人は、平成5年1月26日に国民年金任意加入被保険者資格を取得し、6年1月1日に同被保険者資格を喪失しており、この間12か月国民年金保険料を納付した記録となっているが、これは社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人は、社会保険事務所の窓口担当者から、国民年金の任意加入期間が60歳以降に2年間ある旨の説明を受けたとしているが、仮に窓口担当者が、60歳以降2年間の加入記録があるのをコンピューター画面（オンラインシステムの画面）で確認し、申立人に説明を行ったのであれば、現在の記録と相違することから、平成19年以降に記録が訂正されたことになり、訂正経過が必ずオンラインシステムの記録に残るはずであるが、この事跡は無いため、19年の時点で60歳以降2年間の加入記録があったとは考え難い上、当時、申立人の応対をした社会保険事務所職員も、そのような説明を行った記憶は無いとしている。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、記録上の資格喪失時期である平成6年1月時点で喪失手続を行った記憶が無いとする一方で、申立期間後の7年1月時点でこの手続を行ったという主張も無いなど、ほかに申立てを裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年ごろから37年ごろまで  
② 昭和37年ごろから38年11月ごろまで

申立期間①について、A事業所に勤務した。私と同じ業務であった同僚は厚生年金保険に加入している。

申立期間②については、B事業所に勤務した。申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人がA事業所及びB事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人及び同僚から聴取しても、両事業所における勤務時期や保険料控除の状況について明確な回答が得られない。

また、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の元総務担当者は「申立期間当時、試用期間が数か月あった。」旨供述しており、当該事業主は当時、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。また、B事業所によると、「昭和36年度から42年度の正社員(厚生年金保険加入者)の資料の中には、申立人の名前は無い。申立期間当時は、臨時として雇用された者もいたが、厚生年金保険に加入するまで平均で1年程度要した。」旨の供述をしている。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

一方、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得しており（昭和 36 年 1 月 9 日ごろ、申立人夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている。）、申立期間は国民年金の加入期間となっている。また、「国民年金の申請免除の手続をした記憶がある。」との申立人の供述のとおり、38 年 4 月から同年 10 月までの間は申請免除の期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 8 日から 39 年 4 月 1 日まで  
昭和 35 年 1 月 8 日から 39 年 4 月 1 日まで、A 協会に B 職種として所属していたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は A 協会の B 職種名簿より、昭和 35 年 9 月に入社し、39 年 4 月 3 日に退職したことが確認できる。

しかし、A 協会は、昭和 33 年 12 月 20 日から 60 年 6 月 30 日までの期間は、事務職を除き B 職種等は厚生年金保険に加入させていないため、当時 B 職種であった申立人は厚生年金保険に加入せず、厚生年金保険料も控除していないとしている。

また、申立人が名前を挙げた同僚も、「当時、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。